

第 18 回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 2 月 25 日 (火) 午後 16 時 00 分から午後 17 時 00 分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員 農業委員 (4 人)

会長	3 番	内藤 仁
委員	1 番	岡田 美由紀
	4 番	丸山 百合江
	5 番	中野 正啓

農地利用最適化推進委員 (5 人)

田口 正明
加藤 和一
丸山 国夫
田口 貞夫
服部 隆

4 欠席委員 農業委員 (1 人) 2 番 諸橋 清隆

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 4 号 農業経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による
農地利用集積計画の決定について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 内藤 良治

事務局主任 田口 賢

7 会議の概要

事務局 ただいまから第 18 回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は1名欠席です。総会は成立していますのでこのまま進行いたします。
議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし) の声

議長 それでは、1番 岡田委員、4番 丸山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の田口主任を指名いたします。

議長 諸般の報告をさせていただきます。
○地域別農業委員会会長・事務局長会議
期 日：令和7年2月19日(水)
会 場：上越市 ホテルハイマート
出席者：内藤会長、田口主任

議長 それでは議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。農地法第18条第6項の規定による通知について、4件の報告がございます。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 番号1および2は、同耕作者と契約を結び直し、かつ耕作期間を延長するものです。番号3は、現契約を解除し、新たな耕作者と契約を結ぶものになります。番号4は、現相対利用権設定を中間管理機構による契約へ切り替えるものです。いずれも、後の議案第4号で利用権新規設定をお諮りします。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 続きまして、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。
農地法第3条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 譲受人は出雲崎町に居宅を構え近隣で耕作を開始するため、譲渡人と話し合いを行った結果、譲受人が取得する運びとなりました。譲受人は農業を営んでおらず、現状の耕作面積は0ですが、下限面積要件は撤廃されているため問題ありません。また、農作物の栽培経験はあり、耕運機の購入を計画するなど、農作業への意欲も見受けられます。農地法第3条の許可要件について、申請書類及び聞取り等から全部効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、本案件は判断基準からみて許可相当と思われます。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議長 ご異議がないものと認め、議案第1号は原案のとおり許可します。

議長 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第2号について説明します。
農地法第4条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人及び代理人からの聞き取りや始末書の内容によると、申請人の先代以前からの事で詳細は不明ですが、亡き父あるいは祖母が駐車場スペースとして近隣住民へ無償で貸し出しており、いつかのタイミングで駐車用の小屋が建設されたとのことでした。当事者はいずれも亡くなっており、また申請人も農地法に関する知識が無く、手続きを必要とすることが分からなかったため、結果として無断転用したことになったということです。始末書の内容からは以後このような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されております。

なお、判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

議 長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

1 番 2月12日（水曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。なお、雪が積もっていたため、別途過去の写真や航空写真でも確認を行いました。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

議 長 ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第2号について許可します。

議 長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第3号について説明します。
農地法第5条の規定による許可申請について、1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 本件は違反転用による始末書付きの追認許可申請となります。申請人からの聞き取りや始末書の内容によると、譲渡人の既に亡くなっている親族が、生前当該土地の一部にコンクリート舗装を施工してしまい、農地法の知識が無かったため、申請等をする事なく現在に至りました。始末書の内容からも以後こ

のような間違いは二度と無いよう農地法を遵守することの文面もあり、反省の意があることが確認されました。

判断基準から見た当該地番は農用地区域外であり、第2種農地の内の中山間地域に存在する小集団の生産性の低い「その他の農地」と判断できます。

議 長 本案件につきましては、担当地区の委員は現地の状況等の補足がありましたら説明をお願いします。

4 番 2月12日（水曜日）に現地確認を実施し、現地は議事資料の写真のとおりとなっていました。事務局からの説明のとおり、始末書の内容からも、申請人の故意によるものではないと判断され、反省と取れる文面の内容も確認しております。この許可の判断につきましては、事後申請ではありますが事情等を考慮の上、審議する必要があると思います。

また、申請地につきましては、農用地区域外の生産性の低い第2種農地のうち、その他の農地と判断でき、転用による周辺農地や住環境への影響はないと思われま

議 長 ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第3号について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第3号について許可します。

議 長 次の議案第4号について、〇〇委員に関係する事項があるため、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に準じて、当該議案の該当する番号の審議終了まで退室を求めます。

—〇〇委員が退室される—

議 長 それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、〇〇委員に関する番号を事務局より説明願います。

事務局 議案第4号について説明します。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対が 33 件、中間管理機構が 11 件、計 44 件の設定の申請がございました。〇〇委員に関する 1 件を説明いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見、質問なし）

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第 4 号の 1 件について許可決定することにご異議ございませんか。

（異議なし） の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第 4 号の 1 件を許可します。

議 長 ここで〇〇委員の除せきを解きます。

－〇〇委員が入室される－

議 長 退席された委員に報告します。議案第 4 号の〇〇委員に関連する番号につきましては、許可されました。

議 長 それでは引き続き、議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、他の番号を事務局より説明願います。

事 務 局 議案第 4 号について説明します。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、相対が 33 件、中間管理機構が 11 件、計 44 件の設定の申請がございました。先ほどご審議いただいた以外の 43 件を説明いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

事 務 局 申出書の内容を確認した結果、受け手となる農業者につきましては全員、農業経営基盤強化促進法第 18 条の 3 項の各要件、基本構想、農用地の効率利用、農作業従事要件を満たしている農業者と考えられます。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第4号の43件について許可決定することにご異議ございませんか。

(異議なし) の声

議 長 ご異議がないものと認め、議案第4号の43件について許可決定します。

議 長 以上で、本日の議事は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第18回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和7年2月25日

議 長 ⑩

議事録署名委員
1 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩